

第1章 目的

この規則は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

1. 登下校について

- (1) 登下校は決められた時刻を守る。
- (2) 早朝の登校や下校時刻後に居残りをする場合には、担任の許可を得る。
- (3) 自宅から自力で通学する場合は、学校に「自力通学届」を提出し、学校長から「自力通学許可」を受ける。
- (4) 登下校での交通ルール・マナーを守る。
 - ・学校では右側通行を守る。また、通行するとき、譲り合う等マナーを守る。
 - ・道路や踏み切りでは、信号を守り左右をよく確認し、危険な横断をしない。
 - ・バスや電車等を利用する時は、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかけないようにする。

2. 授業、休憩について

- (1) 時間を守り、休憩時に次の授業の準備をしておく。
- (2) 授業の開始・終了時にはお互いにあいさつをする。
- (3) 勉強がわからない時は、友だちや先生に相談する。
- (4) 学校に不必要な物（ゲーム等）は持ってこない。

3. マナー・エチケットについて

- (1) 来校者、先生、友だちに元気にあいさつする。
- (2) 服装は清潔で派手でないものにする。
- (3) 活動しやすく清潔な髪型・服装をする。
- (4) 正しい言葉遣いをし、相手や周囲の人に不快感を与えるような内容や言葉遣いをしないようにする。
- (5) 持ち物には名前を書き、乱雑にならないように整理整頓する。
- (6) 公共物や他人の物は大切に扱い、使った後は元に戻す。

4. 人間関係について

- (1) 自分や友だちを大切にする。
- (2) 男子・女子、またそれぞれの個性を大切にし、体を触る、傷つける発言など相手の嫌がる行為をしない。
- (3) 問題が起こったときは暴力ではなく、話し合いで解決する。
- (4) 友だちを無視したり、仲間はずれにしたりしないようにする。
- (5) 友だちや先生等のことで困ったときは、家族（又は園の先生）や担任、体罰セクシュアルハラスメント相談窓口の先生に相談する。

5. スマートフォン等について

- (1) スマートフォン等は学校に持ち込むことができない。

第3章 校外の生活に関すること

- (1) 遊技場（ゲームセンター等）ならびに法令で保護者の同伴なしで未成年の入場が禁止されている場所へ，保護者の同伴なしに立ち入らない。
- (2) 登下校時，保護者の同伴なしでの飲食店（ファーストフード店等）を利用しない。
- (3) 危険な行為をしたり，地域社会に迷惑をかけたりにしないようにする。
- (4) 学校感染症（インフルエンザ，麻疹，風疹等）が家庭に発生した場合は，速やかに担任に届け出る。

平成 23 年 1 月 7 日	制定
平成 24 年 5 月 16 日	一部改定
平成 25 年 11 月 19 日	一部改定
平成 26 年 4 月 17 日	一部改定
平成 27 年 3 月 26 日	一部改定
平成 28 年 3 月 25 日	一部改定
令和 2 年 4 月 1 日	一部改定